

2022年5月 No.21

脱炭素化のための重要法令改正

～2022年省エネ法等改正法の成立～

弁護士 本田 圭 / 弁護士 藤本 祐太郎 / 弁護士 渡邊 啓久

1. はじめに

2050年カーボンニュートラルの達成に向けて脱炭素社会の実現が喫緊の課題となっています。近時、温対法改正等の施策が講じられてきましたが¹、2022年5月13日、脱炭素化のための重要な改正法が成立しました。具体的には、第208回通常国会における、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「令和4年省エネ法等改正法」といいます。）の成立です。

令和4年省エネ法等改正法は、脱炭素社会の実現に向けて非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中において、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るべく、主に、以下の法令（以下「省エネ法等」といいます。）の一部の改正を目的とするものです。

- ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）
- ② エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「供給高度化法」といいます。）
- ③ 電気事業法
- ④ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「JOGMEC法」といいます。）
- ⑤ 鉱業法

令和4年省エネ法等改正法による省エネ法等の改正は、一部の規定を除き、2023年4月1日から施行されます。本稿では、令和4年省エネ法等改正法による省エネ法等の改正内容について概説いたします²。

2. 改正内容の全体像

令和4年省エネ法等改正法による省エネ法等の主な改正内容は、以下の表のとおりです。

法令	改正の主要点
省エネ法	<ol style="list-style-type: none">① エネルギーの使用の合理化の対象に、非化石エネルギーを追加② 一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対する義務として、非化石エネルギーへの転換の目標を達成するための中長期的な計画の作成・提出を追加③ 電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図るため、現行の「電気の需要の平準化」を「電気の需要の最適化」に改正し、事業者の取組みに関する指針を整備する等の措置を規定

¹ 2021年6月2日に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律に関しては、2021年6月16日付の本ニュースレターNo.10「カーボンニュートラルの実現と改正地球温暖化対策推進法の成立」をご参照ください。
(<https://www.noandt.com/publications/publication21962/>)。

² なお、本稿執筆時において、関係政省令は未整備であることにご留意ください。

	④ 法令名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改正 ⇒ 詳細については 第3項 を参照
供給高度化法	① 非化石エネルギー源に水素等を追加 ② 電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する二酸化炭素を回収・貯蔵する措置（CCS：Carbon dioxide Capture and Storage）をエネルギー源の環境適合利用の一つとして位置づけるとともに、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対し、エネルギー源の環境適合利用の目標に関する計画の作成・提出を義務づけ ③ 法律名を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改正 ⇒ 詳細については 第4項 を参照
電気事業法	① 発電事業者による届出事項の変更に関し、発電設備の休止を従来の事後届出制から事前届出制に変更 ② 発電事業として、一定の大型の系統用蓄電池を用いて蓄電・放電する事業を追加 ③ 電力広域的運営推進機関（OCCTO）の目的に、「電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の推進」を追加 ④ OCCTO が実施する「供給能力の確保を促進するための業務」に関し、OCCTO との間で供給能力確保に関する契約（容量確保契約）を締結している電気供給事業者に対し、容量確保契約を遵守するよう努力する旨の規定を追加 ⑤ 経済産業大臣が電気事業者に対して供給計画を変更すべきことを勧告する際、供給能力の確保のために必要な措置に関する OCCTO の意見も踏まえることを明記 ⑥ OCCTO の依頼に応じて発電の用に供する燃料に関する情報提供を行う旨を、独立行政法人人工エネルギー・金属鉱物資源機構（現 JOGMEC：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）の義務として追加 ⇒ 詳細については 第5項 を参照
JOGMEC 法	① 法律名を「独立行政法人人工エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改正するとともに、現 JOGMEC の名称を、「独立行政法人人工エネルギー・金属鉱物資源機構」に改称 ② カーボンニュートラルの実現に際して重要となる業務（洋上風力発電のための地質構造調査等）を同機構の業務範囲に追加
鉱業法	① 鉱業権の対象となる鉱物に希土類金属鉱（レアアース）を追加 ② 独立行政法人人工エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務に関する規定を追加

3. 省エネ法の改正概要

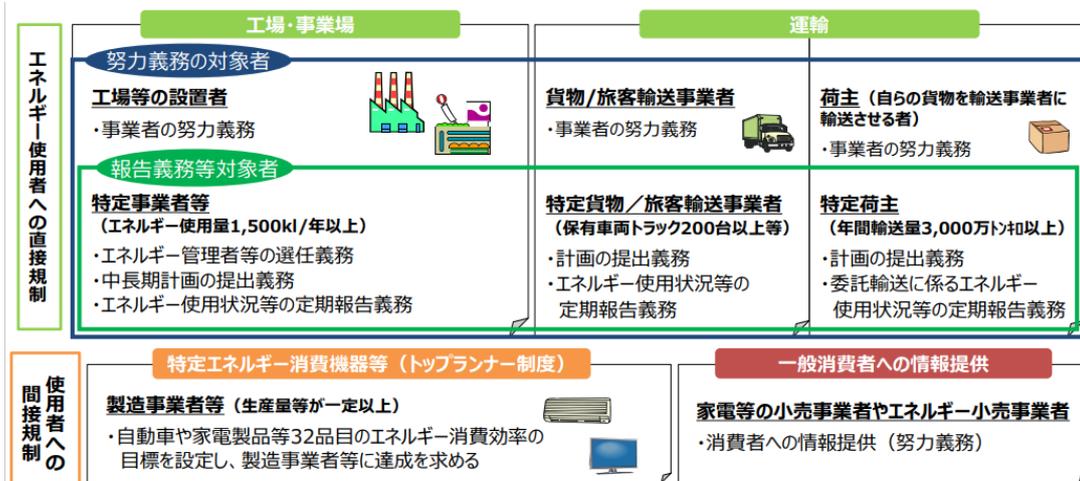
(1) 現行省エネ法の概略

省エネ法は、石油ショックを契機としたエネルギー使用の合理化の要請を背景に、1979年に制定された法律です。

同法は、①エネルギー使用者への直接規制として、経済産業大臣に対して省エネの取組みを実施する際に目安となる判断基準を示すことを要求するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する工場等（発電所も含まれます。）の設置者、輸送事業者や荷主等に対し、エネルギーの使用状況等の定期報告、省エネの取組みに関する中長期計画の作成・提出、エネルギー管理体制の構築等を求めています。なお、火力発電所については、これまで、発電効率に係るベンチマーク指標を設定することによって、温室効果ガス削減が図られていました。

また、②エネルギー使用者への間接規制として、自動車や家電製品等の32品目（特定エネルギー消費機器等）に関して、エネルギー消費性能等の向上に関し製造事業者等の判断基準となるべき目標値を定めて公表し、

各製造事業者等に対してその達成を促すとともにエネルギー消費効率の表示を求め（いわゆるトップランナー制度）、なおかつ、家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者に対し、消費者への情報提供に関する努力義務を課しています。



※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行 4

引用：資源エネルギー庁「今後の省エネ法について」³4 頁

(2) 省エネ法改正の要点

① 非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化

現行省エネ法は、その制定経緯に相応しく、化石エネルギーの使用の合理化を目的とした法律です。そのため、再エネ由来の電気や、(燃料としての)水素・アンモニア等の非化石エネルギーは、合理化の対象である「エネルギー」(現行法第2条第1項)には含まれず、同法に基づく合理化の対象とはされてきませんでした。

しかし、再エネ導入が欧州先進国と比較して遅れている日本の場合、再エネ由来の電気や水素・アンモニアといったあらゆる産業における脱炭素の切り札として期待される非化石エネルギーの使用の合理化を図っていくことも必要と考えられます。

こうした背景を踏まえ、令和4年省エネ法等改正法による改正後の省エネ法(以下「改正後省エネ法」といいます。)は、「エネルギー」(改正後省エネ法第2条第1項)の定義に、水素をはじめとする「非化石燃料」及び再エネ等の非化石燃料由来の電気も含めることとし(すべからく「電気」が含まれることとし)、従来の化石エネルギーの使用に加え、非化石エネルギーの使用についても合理化の対象とされるようになります。なお、「非化石燃料」の詳細に関しては、今後経済産業省令において具体化されることが想定されています。

② 非化石エネルギーへの転換の促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、エネルギーの供給側だけでなく⁴、エネルギーを利用する需要家側についても、使用エネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合を向上させていくこと(非化石エネルギーへの転換)が不可欠です。

改正後省エネ法は、①需要家側の非化石エネルギーへの転換を促すべく、エネルギー使用者に対して非化石エネルギーへの転換に努める旨の一般的な努力義務を課す(同第4条)ほか、②工場等における非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、非化石エネルギーへの転換に関連する一

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/pdf/036_01_00.pdf

⁴ 一定のエネルギー供給業者に対しては、従来から、供給高度化法に基づいて非化石エネルギー源の利用目標が設定される等の規制が設けられています(下記第4項を参照)。

定の事項並びに非化石エネルギーへの転換に関する目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めてこれを公表するものとし（同第 5 条第 2 項）、③一定規模以上の工場等の設置者に対しては、非化石エネルギーへの転換の目標達成のための中長期的な計画の作成及び提出を義務づけ（同第 15 条第 2 項）、その取組みが著しく不十分であると認められる場合は、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ（同第 18 条第 1 項）、その勧告に従わなかったときはその旨を公表することができる旨と定めています（同条第 2 項）。なお、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者及び荷主に関しても、同様の規制が設けられています⁵。

③ 電気の需要の最適化

改正後省エネ法は、再エネの出力制御時に電力需要をシフトすることや、電力需給のひっ迫時における電力需要の減少を促すために、現行法上の「電気の需要の平準化」（電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させること）という概念を「電気の需要の最適化」（季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせること）に改め、①エネルギーの利用者に対し、電気の需要の最適化に資する措置を講ずべき旨の一般的な努力義務（改正後省エネ法第 4 条）を課すとともに、②経済産業大臣に対して、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、一定のエネルギーの利用者が取り組むべき措置に関する指針を定めて公表することを求めています（同第 5 条第 3 項等）。

また、改正により、小売電気事業者等の電気事業者は、その供給する電気の利用者による電気の需要の最適化に資する取組みを促すための電気の料金その他の供給条件の整備など、電気を使用する者による電気の需要の最適化に資する取組みの効果的かつ効率的な実施に資するための措置に関する計画を作成することが求められるようになります（同第 159 条第 1 項）。

4. 供給高度化法の改正概要

(1) 供給高度化法とは

供給高度化法は、小売電気事業者やガス小売業者等のエネルギー供給事業者に対して、太陽光やバイオマスといった再エネを含む非化石エネルギー源の利用拡大を促すとともに、化石エネルギー原料の有効利用を促進すること等を目的として、2009 年に成立した法律です。

現行の供給高度化法は、一定の種類エネルギー供給事業者（特定エネルギー供給事業者）による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標等に関して、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準事項」といいます。）を定めて公表するものと定めています（現行法第 5 条第 1 項）。小売電気事業者に関しては、「非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断基準」において、2030 年度における非化石電源比率を 44%以上とすることが目標として定められています⁶。

⁵ ①貨物輸送事業者に関して、改正後省エネ法第 103 条第 2 項、第 106 条第 2 項、第 108 条第 2 項・第 3 項、②旅客輸送事業者に関して、同第 127 条第 2 項、第 130 条第 2 項、第 132 条第 2 項・第 3 項、③荷主に関して、同第 111 条第 2 項、第 114 条第 2 項、第 116 条第 2 項・第 3 項をそれぞれ参照。

⁶ 現行の供給高度化法は、一定規模以上の特定エネルギー供給事業者（小売電気事業者に関しては、前事業年度における年間電力供給（他の電気事業者に供給したものを除きます。）が 5 億 kWh 以上の事業者（同法施行令第 7 条第 1 号））に対し、判断基準事項において定められた非化石エネルギー源の利用目標の達成のための計画を策定の上、経済産業大臣に提出することを求めています（同法第 7 条第 1 項）。また、当該事業者の非化石エネルギー源の利用状況が判断基準事項に照らして著しく不十分である場合、経済産業大臣は、当該事業者に対して必要な措置を勧告することができ（同法第 8 条第 1 項）、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合には必要な措置をとるべき旨の命令を発することができ（同条第 2 項）、さらに、当該命令に違反した者に対しては 100 万円以下の罰金を課することができる旨と定めています（第 19 条）。なお、非化石電源比率の目標については、2020 年度以降は毎年度、事業者ごとの中間目標値の設定と評価が行われています。

(2) 供給高度化法の改正の要点

① 「非化石エネルギー源」の定義と水素等の脱炭素燃料の利用促進

現行の供給高度化法上、「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料以外のものをいうと定義されています（現行法第 2 条第 2 項）。そのため、従来から、太陽光、風力、水力といった再生可能エネルギー源や原子力は「非化石エネルギー源」に含まれるとされてきましたが、水素など今後大規模な利用が期待される新たなエネルギー源に関しては、必ずしも供給高度化法上の位置づけがはっきりとはしていませんでした。

令和 4 年省エネ法等改正法による改正後の供給高度化法（以下「改正後供給高度化法」といいます。）においては、水素その他の政令で定めるもの⁷も「非化石エネルギー源」に該当することが明確になりました（改正後供給高度化法第 2 条第 2 項）。これにより、エネルギー供給事業者による水素等の一層の活用が期待されます。

② エネルギー源の環境適合利用と CCS 設備付き火力発電の位置づけ

全電源比率に占める火力発電の比率が高い日本において、発電分野の脱炭素化を進めていくためには、石炭や天然ガス等の化石燃料を使用する火力発電であっても、CCS 設備（二酸化炭素の回収・貯蔵設備）を導入していくことで、実質的な温室効果ガスの排出削減を図ることが有用と考えられます。

改正後供給高度化法は、従来の「非化石エネルギー源の利用」（現行法第 2 条第 4 項）という概念を拡張し、「エネルギー源の環境適合利用」（改正後供給高度化法第 2 条第 4 項）という用語に代え、一定の要件を満たす CCS 設備付きの火力発電を、エネルギー源の環境適合利用の一形態と位置づけました。なお、これに伴い、一定規模以上の小売電気事業者（前掲注 6 参照）は、現行の「非化石エネルギー源の利用」の目標に関する達成計画に代え、「エネルギー源の環境適合利用」の目標に関する達成計画を提出することが求められるようになります（改正後供給高度化法第 7 条第 1 項）。今後、CCS の更なる開発の促進及び発電分野における導入の活発化が期待されます。

5. 電気事業法の改正概要

令和 4 年省エネ法等改正法による電気事業法の主な改正点は第 2 項の表に記載したとおりですが、特に注目すべき改正点としては、①大型の系統用蓄電池による放電事業を発電事業として明確に位置づけた点、及び②発電事業者による発電所の休廃止に伴う出力変更に関する届出を、事後届出制から事前届出制に変更した点が挙げられます⁸。

(1) 大型の系統用蓄電池による放電事業を発電事業に追加

第 6 次エネルギー基本計画において、蓄電池は、自動車の電力化や再エネの普及に必要となる調整力の脱炭素化といったグリーン化の観点だけでなく、デジタル化の進展の要ともなる新たなエネルギー基盤と位置づけられています（同 113 頁）。

電力供給は、その特性上、需給のバランスを保つことが不可欠です。しかし、太陽光発電や風力発電といっ

⁷ 本稿執筆時において政令案は未公表ですが、経済産業省のプレスリリース（2022 年 3 月 1 日付「『安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案』が閣議決定されました」

（https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301002/20220301002.html?ui_medium=enecho_mailmag）によれば、アンモニアに関して、「政令で定めるもの」に含めることが想定されているものと思われま

⁸ なお、スマート保安の促進、新たな保安上のリスク分野への対応及び災害対策・レジリエンスの強化並びにカーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の 3 点を柱とする「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」（2022 年 3 月 4 日閣議決定）も今国会に提出されており、成立すれば、保安規制に関連する規定を中心に、電気事業法も一部改正されることとなります。

た再エネは、自然的条件（日照、風量等）にその発電量が大きく左右されてしまいます。そのため、地域によっては、電力の供給が需要に対して過多となり、需給のバランスが崩れる時間帯に出力制御を行って再エネの電力の供給量を下げざるを得ない事態も発生しています。系統（送配電網）に直接接続する大型の系統用蓄電池を活用することができれば、電力の供給量が多くなる時間帯に蓄電を行い、電力の需要量が多くなる時間帯に放電することが可能となり、再エネの更なる導入にも寄与すると考えられます。

しかし、従来、系統用蓄電池の電気事業法上の位置づけは明確ではありませんでした⁹。また、系統用蓄電池から電力を放電する事業に関しては、電気事業法上の発電事業として位置づけ、電気事業法上の発電事業者に対する規制を課すことにより、設備容量を適切に把握し、需給逼迫時の供給命令等の必要な措置を講ずることができるようにすべきとの指摘がされてきました¹⁰。

令和4年省エネ法等改正法による改正後の電気事業法（以下「改正後電気事業法」といいます。）では、「発電事業」（同第2条第1項第14号）に、経済産業省令で定める要件¹¹に該当する一定の蓄電用の電気工作物を用いて、小売電気事業等の用に供するための電気を放電する事業が含まれることとされました。これにより、一定の系統用蓄電池を用いて電力を放電する事業者に対しては、従来の電気事業法において発電事業者に対して課されてきたと同様の事業規制（発電事業の届出義務（同第27条の27）、供給計画の届出義務（同第29条第1項）、需給逼迫時の供給命令（同第31条）など）が及ぶこととなります。

なお、一般送配電事業者は、蓄電用の電気工作物を維持・運用し、又はしようとする者からの系統接続の求めを正当な理由なく拒否することができないとされます（同第17条第4項。なお、送電事業者に関する同第27条の10第2項及び配電事業者に関する同第27条の12の10第3項も同様。）。また、蓄電用の電気工作物の放電にあたっては、一般送配電事業者等と発電量調整供給契約を締結する必要があるとされます（同第2条第1項第7号イ）¹²。

(2) 発電事業者による発電設備の休廃止の事前届出制への変更

現行電気事業法上、発電事業を営もうとする者は、その氏名又は名称及び住所、法人の代表者の氏名、主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地、発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力等の一定事項を経済産業大臣に届け出る必要があります（同第27条の27第1項）。また、届出事項に変更があったときは、（事後に）遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届けることとされています（同条第3項）。

発電設備の休廃止は、発電用電気工作物の出力の変更に該当するため、現行法の下では事後届出で足りませんが、休廃止に伴う供給力の低下を補うための新たな追加供給力の公募の実施には一定期間を要しており、事後届出制のままでは電力の安定供給確保に支障が生じるおそれがあると指摘されてきました¹³。

改正後電気事業法は、発電事業の用に供する電気工作物の設置場所、原動力の種類、周波数及び出力（蓄電用の電気工作物については、その設置場所、周波数、出力及び容量）を変更しようとする場合、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとし、その限度で、従来の事後届出制を事前届出制に改めています（同第27条の27第1項第3号・同条第3項）。

⁹ 蓄電池と性質が類似する揚水発電については、水のポンプアップによる需要の側面も持ちつつも、合計の出力が10,000kWを超える等の発電事業者の要件を満たす場合には、万が一のトラブル時の電力系統への影響も大きくなることから、現行の電気事業法上も「発電事業」に分類され、事業規制が課されています。

¹⁰ 第43回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 資料5-2「今後の電力システムの新たな課題について 中間取りまとめ」32頁。

¹¹ 発電事業に該当する蓄電用の電気工作物の規模等の詳細については、今後、経済産業省令にて規律されるものと想定されます。

¹² なお、蓄電用の電気工作物への充電については、電力の需要側として接続供給契約を締結する必要があると考えられます。この点について、託送供給等約款では、一定の要件を満たした場合には蓄電池への接続供給に係る託送料金は蓄電池口ス分に限定する旨の特別措置が定められています（東京電力パワーグリッド株式会社託送供給等約款（2022年4月12日実施）附則4等）。

¹³ 前掲注10「中間取りまとめ」25～26頁。

6. おわりに

今国会においては、前述した高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案（前掲注 8）のほか、航空分野全体における脱炭素化を推進するための「航空法等の一部を改正する法律案」（2022 年 3 月 1 日閣議決定）、脱炭素支援機構の創設等を目的とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（同年 2 月 8 日閣議決定）や建築物の省エネ化や木材利用の促進を図るための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」（同年 4 月 22 日閣議決定）など、脱炭素関連の重要な法律案が複数提出されています。脱炭素化の潮流が一層強まる今日、改正法の動向にも留意していく必要があります。

2022 年 5 月 26 日

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[執筆者]

**本田 圭** (弁護士・パートナー)

kiyoshi_honda@noandt.com

主な取扱分野は、再エネ発電プロジェクトや環境法関連案件 (ESG 投資、排出権取引等を含む)、不動産流動化・証券化案件など。

1999 年慶應義塾大学法学部卒業。2001 年弁護士登録 (第二東京弁護士会)。2001 年～2004 年牛島総合法律事務所勤務。2004 年長島・大野・常松法律事務所入所。2007 年 Lewis & Clark Law School 卒業 (LL.M. in Environmental and Natural Resources Law)。2008 年 University College London Faculty of Laws 卒業 (LL.M. in International Business Law)。2011 年～2017 年カーボン・オフセット認証制度認証委員。2015 年～2016 年環境不動産普及促進検討委員会 ワーキンググループメンバー。2017 年～太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会委員。2018 年～武蔵野大学大学院法学研究科 客員准教授 (現在、客員教授)。

**藤本 祐太郎** (弁護士・パートナー)

yutaro_fujimoto@noandt.com

主な取扱分野は、エネルギー、プロジェクトファイナンス。複数の火力・再エネ発電プロジェクトとその資金調達、電力・ガスの卸売取引、小売事業のスタートアップ・M&A・紛争処理、電気事業法・ガス事業法を中心とする各種のエネルギー関連ルール・新市場対応に関するアドバイスをを行う。

2007 年京都大学法学部卒業。2008 年弁護士登録 (東京弁護士会)。長島・大野・常松法律事務所入所。2014 年 University of Pennsylvania Law School 卒業 (LL.M. with Distinction)。2014 年～2015 年 Isuzu North America Corporation 勤務。2015 年～2016 年経済産業省電力取引監視等委員会総務課勤務 (法令担当)。2016 年～2017 年経済産業省電力・ガス取引監視等委員会総務課勤務 (法令担当)。2022 年～電力広域的運営推進機関広域連系システムのマスタープラン及び系統利用ルールの在り方等に関する検討委員会委員。

**渡邊 啓久** (弁護士・パートナー)

yoshihisa_watanabe@noandt.com

主な取扱分野は、エネルギー、環境、インフラプロジェクト、プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス及び J-REIT その他不動産取引全般。

2007 年慶應義塾大学法学部政治学科卒業、2009 年慶應義塾大学法科大学院修了。2010 年弁護士登録。2016 年 University of San Diego School of Law にて LL.M. を取得。2016 年～2017 年 Slaughter and May のロンドンオフィスにて勤務。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Infrastructure, Energy & Environment Legal Update ~インフラ・エネルギー・環境ニュースレター~の配信登録を希望される場合には、< https://www.noandt.com/newsletters/nl_infrastructure/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、< newsletter-InfraEandE@noandt.com> までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませよう願いたします。